

10.11 景観

10.11.1 調査

(1) 調査項目

1) 景観資源の状況

自然的景観資源及び歴史的景観資源の位置、種類、規模、特徴等とした。

2) 主要な眺望地点の状況

計画区域及びその周辺に分布する不特定多数の人が利用する眺望地点の位置、利用状況、眺望景観等とした。

3) 主要な眺望景観

主要な眺望地点における眺望の構成、構図、印象、計画区域の見え方、特性（眺望が開けているか、特定の景観資源があるか等）とした。

4) その他の予測・評価に必要な事項

地域の景観特性、地形・地質、植物、史跡・文化財等の状況、土地の利用状況とした。

(2) 調査方法

1) 景観資源の状況

既存資料調査

観光パンフレット等を整理及び解析した。

現地調査

既存資料調査で抽出した景観資源について景観資源の範囲、規模、特徴、周囲からの見え方等について適宜写真撮影を行った。

2) 主要な眺望地点の状況

既存資料調査

既存資料調査で抽出した景観資源について、景観資源の範囲、規模、特徴、周囲からの見え方等について整理し、適宜写真撮影を行った。

3) 主要な眺望景観の状況

現地調査

写真撮影により、主要な眺望地点における眺望の構成、構図、印象、計画区域の見え方、特性（眺望が開けているか、特定の景観資源があるか等）を把握した。

4) その他の予測・評価に必要な事項

既存資料調査

「土地利用現況図」（埼玉県）、「地形図」等を整理及び解析した。

(3) 調査地域・調査地点

1) 景観資源の状況

既存資料調査

計画区域及びその周辺 1km の範囲とした。

現地調査

調査地点は、表 10.11-1 及び図 10.11-1 に示すとおりである。

表 10.11-1 景観資源の調査地点

番号	名称	区分
i	高虫氷川神社本殿	建築物
ii	伊奈町立北保育所	建築物

出典：「景観資源データベースシステム」（令和 5 年 3 月、埼玉県 HP）

2) 主要な眺望地点の状況

調査地域・地点は表 10.11-2 及び図 10.11-1 に示すとおりである。

表 10.11-2 主要な眺望地点の調査地点

番号	調査地点名	計画区域敷地境界からの方向/距離	距離区分
①	計画区域近傍北側集落	北 /約 140m	中景
②	計画区域近傍西側集落	西 /約 90m	近景
③	備前堤	西 /約 10m	近景
④	幸福寺	西 /約 640m	遠景
⑤	県民活動総合センター	南東/約 1km	遠景
		南東/約 1km	遠景
⑥	天照寺	東 /約 730m	遠景
⑦	久喜市菖蒲町柴山枝郷（南側）	北東/約 580m	遠景
⑧	高都原の雑木林	北 /計画区域内	近景
		東 /約 200m	中景
⑨	綾瀬川の水辺景観	南東/約 80m	中景
		南東/約 20m	近景
		南東/約 10m	近景
⑩	荒川左岸北部下水道事務所	南 /約 200m	中景
⑪	はすだサイクリングコース	東 /約 1km	遠景
		東 /約 530m	遠景
⑫	高虫交差点	東 /約 200m	中景
⑬	元荒川の水辺景観	西 /隣接	近景

注：⑧～⑬の地点は調査計画書に対する知事意見等を踏まえて追加した地点であり、追加した理由は以下に示すとおりである。

⑧、⑨、⑬：知事意見を踏まえて追加した。

⑩：知事意見を踏まえて、計画区域周辺の身近な方等へ聞き取りを行い、眺望地点として相応しい地点であった、追加した。

⑪、⑫：環境影響評価技術審議会における委員意見を踏まえて追加した。

3) 主要な眺望景観

調査地域・地点は、表 10.11-2 及び図 10.11-1 に示すとおり、主要な眺望地点の状況と同様とした。

なお、1 箇所に複数の候補地点があった地点⑤、⑧、⑨、⑪は、主要な眺望地点の状況の調査結果において、選定を行った。選定後の調査地点は、表 10.11-3 に示すとおりである。

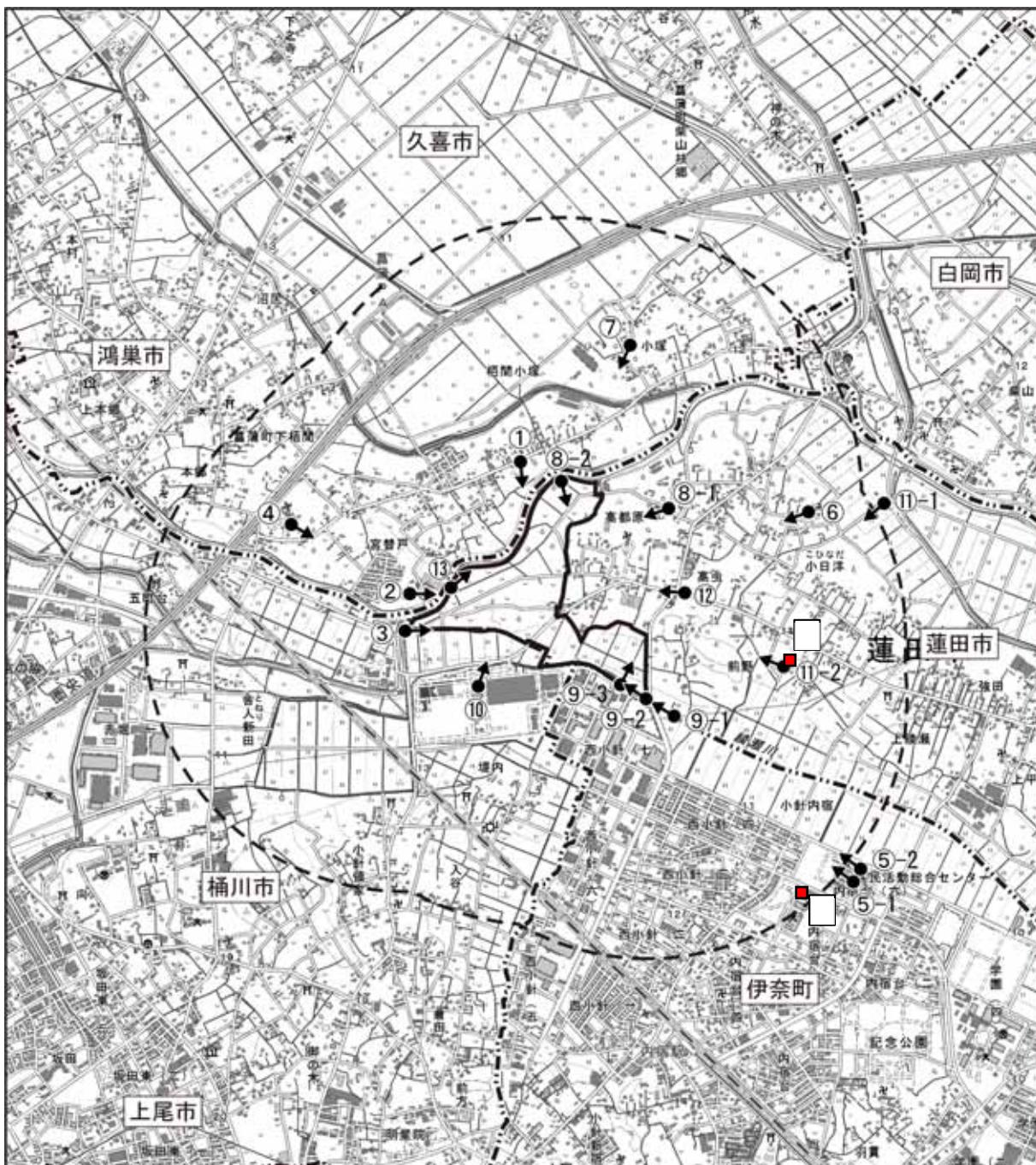
表 10.11-3 主要な眺望景観の調査地点

番号	調査地点名	計画区域敷地境界 からの方向/距離	距離区分	主要な眺望景観 の地点選定
①	計画区域近傍北側集落	北 /約 140m	中景	○
②	計画区域近傍西側集落	西 /約 90m	近景	○
③	備前堤	西 /約 10m	近景	○
④	幸福寺	西 /約 640m	遠景	○
⑤	県民活動総合センター	南東/約 1km	遠景	○
		南東/約 1km	遠景	×
⑥	天照寺	東 /約 730m	遠景	○
⑦	久喜市菖蒲町柴山枝郷（南側）	北東/約 580m	遠景	○
⑧	高都原の雑木林	北 /計画区域内	近景	×
		東 /約 200m	中景	○
⑨	綾瀬川の水辺景観	南東/約 80m	中景	×
		南東/約 20m	近景	○
		南東/約 10m	近景	×
⑩	荒川左岸北部下水道事務所	南 /約 200m	中景	○
⑪	はすだサイクリングコース	東 /約 1km	遠景	○
		東 /約 530m	遠景	×
⑫	高虫交差点	東 /約 200m	中景	○
⑬	元荒川の水辺景観	西 /隣接	近景	○

注 1：主要な眺望景観の選定地点の「○」は選定、「×」は非選定を示す。

4) その他の予測・評価に必要な事項

計画区域及びその周辺 1km の範囲とした。



凡 例

計画区域

市町界



計画区域外周より 1.0 km



調査地点(景観資源)



調査地点(主要な眺望地点及び眺望景観)

N



1:25,000

0 250 500 750 1,000
m

図 10.11-1

景観調査地点図

注) 調査地点の矢印は撮影した方向を表す。

(4) 調査期間・頻度

1) 景観資源の状況

既存資料調査

最新の資料とした。

現地調査

景観資源の状況調査の実施状況は、表 10.11-4 に示すとおりである。

表 10.11-4 景観資源の状況調査の実施状況

調査項目	時期	調査実施日	天候
景観資源の状況	—	令和 4 年 1 月 25 日	晴れ
		令和 4 年 1 月 27 日	晴れ

2) 主要な眺望地点の状況

既存資料調査

最新の資料とした。

3) 主要な眺望景観

現地調査

主要な眺望景観調査の実施状況は、表 10.11-5 に示すとおりである。

表 10.11-5 主要な眺望景観調査の実施状況

調査項目	時期	調査実施日	天候
主要な眺望景観	春季	令和 3 年 4 月 27 日	晴れ
		令和 3 年 5 月 26 日	晴れ
	夏季	令和 3 年 8 月 6 日	晴れ
		令和 3 年 8 月 19 日	晴れ
	秋季	令和 3 年 11 月 23 日	晴れ
		令和 3 年 11 月 24 日	晴れ
	冬季	令和 4 年 1 月 21 日	晴れ
		令和 4 年 1 月 25 日	晴れ
		令和 4 年 1 月 27 日	晴れ

4) その他の予測・評価に必要な事項

既存資料調査

最新の資料とした。

(5) 調査結果

1) 景観資源の状況

既存資料調査

「第3章、3.2、3.2.6、(1)、2) 景観資源及び主要眺望点の状況」に示す自然的景観資源及び歴史的景観資源のうち、計画区域周辺1kmの範囲の景観資源は、表10.11-1のとおりである。

現地調査

調査結果は表10.11-6に示すとおりである。

表 10.11-6 調査結果（景観：景観資源の状況）

No.	名称	区分	景観資源の概要
i	高虫氷川神社本殿	建築物	<p>計画区域からの方向/距離：東/約0.5km 所在地：蓮田市高虫1702 朝日バス・観喜寺より徒歩5分に位置しており、周辺には住宅や畠がある。江戸時代後期に建てられた社殿の彫刻は、市の指定有形文化財となっている。</p>  <p>※写真は現地で撮影 (令和4年1月25日)</p>
ii	伊奈町立北保育園	建築物	<p>計画区域からの方向/距離：南東/約1.0km 所在地：伊奈町内宿台5丁目 朝日バス・県民活動総合センターより徒歩2分に位置しており、周辺には住宅や、公園、小学校、埼玉県民活動総合センター等の施設がある。 子供達に本物の木に触れ感じてもらうため、内外観共に、無垢の木をふんだんに使用している。また、大空間のフリースペースの設置や燃えない木材の使用など、子育て環境や安全に対する心配りが行き届いた施設となっている。機能（保育所、児童クラブ、子育て支援センター）と立地（小学校隣）も含め、地域の人々に親しまれるデザインである。</p>  <p>※写真は現地で撮影 (令和4年1月27日)</p>

出典：「景観資源データベースシステム」（令和5年3月、埼玉県HP）

2) 主要な眺望地点の状況

既存資料調査

眺望地点からの計画区域の可視状況及び眺望地点の利用状況等は表 10.11-7 に示すとおりである。

また、1箇所の眺望地点に複数の候補地点があった地点⑤、⑧、⑨、⑪における眺望地点の選定理由は表 10.11-8～表 10.11-11 に示すとおりである。

表 10.11-7 調査結果（主要な眺望景観の地点選定）

番号	調査地点名	位置	距離区分	視点高さ	利用状況	主要な眺望景観の地点選定
①	計画区域近傍北側集落	北	中景	1.5m	○	○
②	計画区域近傍西側集落	西	近景	1.5m	○	○
③	備前堤	西	近景	1.5m	△	○
④	幸福寺	西	遠景	1.5m	○	○
⑤	県民活動総合センター	南東	遠景	3階(9.5m)	○	○
		南東	遠景	3階(9.5m)	×	×
⑥	天照寺	東	遠景	1.5m	○	○
⑦	久喜市菖蒲町柴山枝郷（南側）	北	遠景	1.5m	○	○
⑧	高都原の雑木林	北東	中景	1.5m	×	×
		北	近景	1.5m	○	○
⑨	綾瀬川の水辺景観	南東	中景	1.5m	×	×
		南東	近景	1.5m	○	○
		南東	近景	1.5m	×	×
⑩	荒川左岸北部下水道事務所	南	中景	屋上(19m)	△	○
⑪	はすだサイクリングコース	東	遠景	1.5m	○	○
		東	遠景	1.5m	×	×
⑫	高虫交差点	東	中景	1.5m	○	○
⑬	元荒川の水辺景観	西	近景	1.5m	○	○

注1:計画区域及びその周辺は平坦な地形であり見通しが利きづらいため、距離区分は以下のとおりとした。

近景：100m程度以内 中景：100m～500m程度 遠景：500m程度以遠

注2:利用状況 ○:不特定多数の利用が考えられる △:多数の利用は難しい、もしくは、一般開放されていない

表 10.11-8 調査結果（眺望地点の状況： 県民活動総合センター）

地点名	⑤ 県民活動総合センター		
眺望地点と計画区域の視認状況	計画区域の南東側に位置し、講演会の開催や宿泊施設等としても利用されており、不特定多数の人が利用する場所である。施設周辺には樹木、住居等があるが施設の3階廊下(⑤-1)、3階の「303 セミナー室」(⑤-2)から計画区域方向を見通すことができる。ただし、研修室では計画区域方向は常緑樹で遮られ、計画区域を視認することができない。そのため施設3階廊下を眺望地点とする。		
3階廊下	眺望地点の状況 	眺望景観 	
303セミナー室	眺望地点の状況 	眺望景観 	

表 10.11-9 調査結果（眺望地点の状況： 高都原の雑木林）

地点名	(8) 高都原の雑木林	
眺望地点と計画区域の視認状況	計画区域の北側に位置し、高都原の雑木林が視認できる場所である。(8)-1 は近隣集落付近に位置し、雑木林は視認できるものの、本事業で改変される範囲が視認できない。一方で、(8)-2 は計画区域の敷地境界付近に位置し、本事業で改変される範囲と残存範囲の両方が視認できる。このため、(8)-2 を眺望地点とする。	
(8)-1	眺望地点の状況 	眺望景観 
(8)-2	眺望地点の状況 	眺望景観 

表 10.11-10 調査結果（眺望地点の状況： 綾瀬川の水辺景観）

地点名	⑨ 綾瀬川の水辺景観		
眺望地点と計画区域の視認状況	計画区域の南東側に位置し、綾瀬川に沿って遊歩道やサイクリングロードが整備されており、不特定多数の人が利用する場所である。計画区域方面には道路や綾瀬川があるが、計画区域に隣接しており、計画区域を見通すことができる。ただし、⑨-1は計画区域の造成場所が橋で遮られており視認できず、⑨-3は水辺景観の対象となる綾瀬川が草の繁茂によって視認が困難である。このため、綾瀬川及び造成の状況を見通すことができ、遊歩道上に位置する⑨-2を眺望地点とする。		
⑨-1	眺望地点の状況 	眺望景観 	
⑨-2	眺望地点の状況 	眺望景観 	
⑨-3	眺望地点の状況 	眺望景観 	

表 10.11-11 調査結果（眺望地点の状況： はすだサイクリングコース）

地点名	⑪ はすだサイクリングコース	
眺望地点と計画区域の視認状況	計画区域の東側に設定されているはすだサイクリングコースからの眺望景観。⑪-1からは耕作地が広がる眺望が望めるが、⑪-2 の高虫氷川神社前からは樹林等に遮られ見通しが利かない。このため、⑪-1 を眺望地点とする。	
⑪-1	眺望地点の状況 	眺望景観 
⑪-2	眺望地点の状況 	眺望景観 

3) 主要な眺望景観

現地調査

眺望地点からの眺望景観は、表 10.11-12～表 10.11-24 に示すとおりである。
なお、いずれの眺望地点からも景観資源は視認できない。

表 10.11-12 調査結果（眺望景観： 計画区域近傍北側集落）

地点名	① 計画区域近傍北側集落
眺望景観	計画区域の北側にある久喜市菖蒲町下栢間の集落内からの眺望景観。計画区域までは畑や河川（元荒川）があるが、遮るものではなく、主に計画区域の北側を視認できる。また、季節変化に伴う視認状況の変化はほぼない。
計画区域 からの 方向/距離	北/約 140m/中景
春季	
夏季	
秋季	
冬季	

表 10.11-13 調査結果（眺望景観： 計画区域近傍西側集落）

地点名	② 計画区域近傍西側集落
眺望景観	計画区域の西側にある久喜市菖蒲町下柏間の集落内からの眺望景観。計画区域までは畠、河川及び河川の付随施設があるが、遮るものはなく、主に計画区域の西側を視認できる。また、季節変化に伴う視認状況の変化はほぼない。
計画区域 からの 方向/距離	西/約 90m/近景
春季	
夏季	
秋季	
冬季	

表 10.11-14 調査結果（眺望景観：備前堤）

地点名	③ 備前堤
地点概要	計画区域の南西側に位置する蓮田市の観光名所の「備前堤」からの眺望景観。計画区域方面には畠や水田が広がっており、夏季には草が繁茂して計画区域を視認しづらくなるが、建築物などの遮るものはないため、計画区域を見通すことができる。
計画区域 からの 方向/距離	西/約 10m/近景
春季	
夏季	
秋季	
冬季	

表 10.11-15 調査結果（眺望景観： 幸福寺）

地点名	④ 幸福寺
地点概要	計画区域の西側に位置する寺院からの眺望景観。計画区域方面には、墓地や住居、樹木があり、計画区域はほとんど視認できない。また、季節変化に伴う視認状況の変化はほぼない。
計画区域 からの 方向/距離	西/約 640m/遠景
春季	
夏季	
秋季	
冬季	

表 10.11-16 調査結果（眺望景観： 県民活動総合センター）

地点名	⑤ 県民活動総合センター
地点概要	計画区域の南東側に位置する埼玉県県民活動総合センターにおける 3 階からの眺望景観。計画区域方面には本施設や樹木、住居、田畠があり、計画区域を見通すことはできないが、樹木の間から計画区域を視認することができる。夏季には樹木によって計画区域の一部が視認できないことがある。
計画区域 からの 方向/距離	南東/約 1km/遠景
春季	
夏季	
秋季	
冬季	

表 10.11-17 調査結果（眺望景観： 天照寺）

地点名	⑥ 天照寺
地点概要	計画区域の東側の集落内からの眺望地点。計画区域方面には、住居や畠、樹林があり、計画区域を視認することができない。また、季節変化に伴う観認状況の変化はほぼない。
計画区域 からの 方向/距離	東/約 730m/遠景
春季	
夏季	
秋季	
冬季	

表 10.11-18 調査結果（眺望景観： 久喜市菖蒲町柴山枝郷（南側））

地点名	⑦ 久喜市菖蒲町柴山枝郷（南側）
地点概要	計画区域の北東側にある久喜市菖蒲町柴山枝郷の集落内からの眺望景観。計画区域までは住居や果樹園、樹林があり、計画区域を視認することができない。また、季節変化に伴う視認状況の変化はほぼない。
計画区域 からの 方向/距離	北東/約 580m/遠景
春季	
夏季	
秋季	
冬季	

表 10.11-19 調査結果（眺望景観： 高都原の雑木林）

地点名	(8) 高都原の雑木林
眺望景観	計画区域内北東側に分布する雑木林の変化の程度を確認するための元荒川堤防から近景で雑木林を望む眺望景観。雑木林のうち、計画区域に含まれる箇所が視認できる。眺望地点から雑木林までは樹林や建物はなく、遮るものはないが夏季には耕作地周辺の草本の繁茂により雑木林の一部が視認できないことがある。
計画区域 からの 方向/距離	北/計画区域内/近景
春季	
夏季	
秋季	
冬季	

表 10.11-20 調査結果（眺望景観： 綾瀬川の水辺景観）

地点名	⑨ 綾瀬川の水辺景観
眺望景観	計画区域内南東側の盛土による綾瀬川の水辺景観の変化の程度を確認するための河川管理道路から近景で綾瀬川を望む眺望景観。綾瀬川越しに盛土箇所の一部が視認できる。眺望地点から計画区域の間には樹木や建物があり、盛土箇所の一部が遮られる。冬季には樹木は落葉するが計画区域の視認状況に大きな変化はない。
計画区域 からの 方向/距離	南東/約 20m/近景
春季	
夏季	
秋季	
冬季	

表 10.11-21 調査結果（眺望景観： 荒川左岸北部下水道事務所）

地点名	⑩ 荒川左岸北部下水道事務所
眺望景観	計画区域の南側にある荒川左岸北部下水道事務所の屋上からの眺望景観。屋上は一般開放されておらず、立ち入れるのは施設の見学者のみである。施設に設置された防音壁により計画区域の南側は遮られるが、計画区域の北側を全体的に視認できる。季節変化に伴う視認状況の変化はほぼない。
計画区域 からの 方向/距離	南/約 200m/中景
春季	
夏季	
秋季	
冬季	

表 10.11-22 調査結果（眺望景観： サイクリングコースの景観）

地点名	⑪ はすだサイクリングコース（田園風景）
眺望景観	計画区域の東側に設定されているはすだサイクリングコースからの眺望景観。計画区域までは、住居や田畠、樹林などがあり、遠方で住居や樹木に遮られ計画区域を視認することができない。また、季節変化に伴う視認状況の変化はほぼない。
計画区域 からの 方向/距離	東/約 1.0km/遠景
春季	 <p>計画区域</p>
夏季	 <p>計画区域</p>
秋季	 <p>計画区域</p>
冬季	 <p>計画区域</p>

表 10.11-23 調査結果（眺望景観： 高虫交差点）

地点名	⑫ 高虫交差点
地点概要	計画区域の東側の高虫交差点からの眺望景観。行田蓮田線とさいたま菖蒲線が交差する場所であり、地域住民を含め、不特定多数の人が通過する場所である。眺望地点と計画区域の間には住居や樹林があるが、計画区域内の建物の一部を視認することができる可能性がある。また、季節変化に伴う視認状況の変化はほぼない。
計画区域 からの 方向/距離	北/約 200m/中景
春季	<p>計画区域</p>
夏季	<p>計画区域</p>
秋季	<p>計画区域</p>
冬季	<p>計画区域</p>

表 10.11-24 調査結果（眺望景観：元荒川の水辺景観）

地点名	⑬ 元荒川の水辺景観
眺望景観	元荒川の水辺景観の変化の程度を確認するための堤防から近景で元荒川の水辺景観を望む眺望景観。眺望地点から計画区域を遮るものはなく、主に計画区域西側を視認することができる。また、季節変化に伴う視認状況の変化はほぼない。
計画区域 からの 方向/距離	北/隣接/近景
春季	 <p>計画区域</p>
夏季	 <p>計画区域</p>
秋季	 <p>計画区域</p>
冬季	 <p>計画区域</p>

4) その他の予測・評価に必要な事項

既存資料調査

ア) 地域の景観特性

調査結果は「第3章、3.2、3.2.6、(1) 景観」に示すとおりである。

イ) 地形・地質

調査結果は「第3章、3.2、3.2.4 地形及び地質の状況」に示すとおりである。

ウ) 植物

調査結果は「第3章、3.2、3.2.5、(2) 植物」に示すとおりである。

エ) 史跡・文化財等の状況

調査結果は「第3章、3.2、3.2.7 文化財その他の生活環境の状況」に示すとおりである。

オ) 土地利用の状況

調査結果は「第3章、3.1、3.1.2 土地利用の状況」に示すとおりである。

10.11.2 予測

(1) 造成地及び施設の存在に伴う景観資源への影響

1) 予測事項

景観資源の消失のおそれの有無または改変の程度とした。

2) 予測方法

本事業の計画と景観資源の調査結果との重ね合わせにより行った。

3) 予測地域・地点

予測地域・地点は、調査地域・地点と同様とした。

4) 予測対象時期

供用時の進出企業の施設の完成後（植栽が安定した時期）とした。

5) 予測条件

土地利用計画、公園・緑地計画、進出企業の建築計画は「第2章、2.6 対象事業の実施方法」に示すとおりである。また、進出企業の建物配置計画は「10.1、(4)、5)、①、ウ) 排出源の位置」に示すとおりである。

6) 予測結果

計画区域及びその周辺に自然的景観資源は分布せず、歴史的景観資源は計画区域外に位置しており、眺望点からも歴史的景観資源は視認できない。

よって、造成地及び施設の存在に伴う景観資源への影響はない」と予測される。

(2) 造成地及び施設の存在に伴う眺望景観への影響

1) 予測事項

造成地及び施設の存在による眺望景観の変化の程度とした。

2) 予測方法

フォトモンタージュを作成し、現況写真と比較する方法により予測を行う。

3) 予測地域・地点

予測地域・地点は表 10.11-25 に示すとおり、「10.11.1、(5)、2) 主要な眺望地点の状況」で示した各地点の眺望方向、距離区分等と、「10.11.1、(5)、3) 主要な眺望景観の状況」で示した可視状況を踏まえて、計画区域周辺を代表する眺望景観を望める 7 地点を予測地点とした。

なお、地点⑧、⑩は、多数の利用が見込める地点ではなく、地点⑫は計画区域が一部視認できる箇所であるが、知事意見及び環境影響評価技術審議会における委員意見を踏まえて選定した。

表 10.11-25 予測地点の選定

番号	調査地点名	位置	距離区分	視点高さ	可視状況	利用状況	予測地点の選定
①	計画区域近傍北側集落	北	中景	1.5m	○	○	○
②	計画区域近傍西側集落	西	近景	1.5m	○	○	○
③	備前堤	西	近景	1.5m	○	△	—
④	幸福寺	西	遠景	1.5m	△	○	—
⑤	県民活動総合センター	南東	遠景	3階(9.5m)	○	○	○
⑥	天照寺	東	遠景	1.5m	×	○	—
⑦	久喜市菖蒲町柴山枝郷(南側)	北	遠景	1.5m	×	○	—
⑧	高都原の雑木林	北	近景	1.5m	○	△	○
⑨	綾瀬川の水辺景観	南東	近景	1.5m	○	○	○
⑩	荒川左岸北部下水道事務所	南	中景	屋上(19m)	○	△	○
⑪	はすだサイクリングコース	東	遠景	1.5m	×	○	—
⑫	高虫交差点	東	中景	1.5m	△	○	○
⑬	元荒川の水辺景観	西	近景	1.5m	△	○	—

注1:計画区域及びその周辺は平坦な地形であり見通しが利きづらいため、距離区分は以下のとおりとした。

近景: 100m 程度以内 中景: 100m~500m 程度 遠景: 500m 程度以遠

注2:可視状況 ○: 視認できる △: 一部視認できる ×: 視認できない

注3:利用状況 ○: 不特定多数の利用が考えられる △: 多数の利用は難しい、もしくは、一般開放されていない

4) 予測対象時期

供用時の進出企業の施設の完成後（植栽が安定した時期）とした。

5) 予測条件

土地利用計画、公園・緑地計画、進出企業の建築計画は「第2章、2.6 対象事業の実施方法」に示すとおりであり、建物最高高さは31mとした。また、進出企業の建物配置計画は「10.1、(4)、5)、①、ウ) 排出源の位置」に示すとおりである。

なお、進出企業の計画建物の外壁の色の設定は、工場、流通施設、事務所等に一般的に用いられている白及びベージュを基調とした配色を設定した。

6) 予測結果

主要な眺望景観の変化の程度は、表 10.11-26 及び写真 10.11-1～写真 10.11-7 に示すとおりである。

表 10.11-26 主要な眺望景観の変化の程度

予測地点	予測結果
① 計画区域 近傍北側 集落	供用時には、視野の正面に進出企業の計画建物が出現し変化が生じる。しかし、計画区域の敷地境界外周部に緩衝緑地帯を設置し、各進出企業に対し、宅地内に緩衝緑地の設置すること、計画建物には周囲の環境と調和する色彩を採用すること、計画建物の配置や大きさ、形状等は周囲の景観との調和に配慮するなど、眺望景観への影響の緩和に努めるよう要請していく。以上より、変化は生じるもの、環境保全措置の実施により、計画建物は周囲の環境と調和が図られ、耕作地が広がる景観特性に大きな変化は生じないと予測される。
② 計画区域 近傍西側 集落	供用時には、視野の正面に進出企業の計画建物が出現し変化が生じる。しかし、計画区域の敷地境界外周部に緩衝緑地帯を設置し、各進出企業に対し、宅地内に緩衝緑地の設置すること、計画建物には周囲の環境と調和する色彩を採用すること、計画建物の配置や大きさ、形状等は周囲の景観との調和に配慮するなど、眺望景観への影響の緩和に努めるよう要請していく。以上より、変化は生じるもの、環境保全措置の実施により、計画建物は周囲の環境と調和が図られ、耕作地が広がる景観特性に大きな変化は生じないと予測される。
⑤ 県民活動 総合 センター	供用時には、視野の正面に進出企業の計画建物が出現し変化が生じる。しかし、遠方であり、視野に占める割合が小さく、前面の建物等により一部が遮られ、眺望景観の変化は小さいものと予測される。
⑧ 高都原の 雑木林	高都原の雑木林が改変された時点での影響としては、供用時には主にコナラで構成される雑木林の一部が改変される。ただし、雑木林の改変率は 20.7% であるとともに、改変箇所の背後となる計画区域外の雑木林は残存することから、雑木林が見える眺望景観に大きな変化は生じないと予測される。また、雑木林が見える眺望地点からは、視野の正面に進出企業の計画建物及び調整池が出現し、改変箇所は計画建物に遮られ、雑木林の改変箇所は視認できないと予測される。
⑨ 綾瀬川の 水辺景観	盛土による綾瀬川の水辺景観への影響としては、供用時には計画区域内は盛土によって地盤が高くなり、視野の正面の綾瀬川の背後に進出企業の計画建物及び街区公園が出現し変化が生じる。ただし、綾瀬川は直接改変されず、盛土高は 2m 程度であり、盛土が視野を占める割合は小さい。また、各進出企業に対し、宅地内に緩衝緑地の設置すること、計画建物には周囲の環境と調和する色彩を採用すること、計画建物の配置や大きさ、形状等は周囲の景観との調和に配慮するなど、眺望景観への影響の緩和に努めるよう要請していく。以上より、綾瀬川の水辺景観に変化は生じるもの、環境保全措置の実施により、圧迫感の低減に努めるほか、計画建物は周囲の環境と調和が図られるものと予測される。
⑩ 荒川左岸 北部下水道 事務所	供用時には、視野の正面に進出企業の計画建物が出現し変化が生じる。しかし、各産業用地の敷地境界外周部に緩衝緑地帯を設置するほか、各進出企業に対し、宅地内に緩衝緑地の設置すること、計画建物には周囲の環境と調和する色彩を採用すること、計画建物の配置や大きさ、形状等は周囲の景観との調和に配慮するなど、眺望景観への影響の緩和に努めるよう要請していく。以上より、変化は生じるもの、環境保全措置の実施により、計画建物は周囲の環境と調和が図られ、耕作地が広がる景観特性に大きな変化は生じないと予測される。
⑫ 高虫交差点	供用時には、住宅等の背後に進出企業の計画建物が出現し変化が生じるが、前面の建物等により一部が遮られる。また、各進出企業に対し、計画建物には周囲の環境と調和する色彩を採用すること、計画建物の配置や大きさ、形状等は周囲の景観との調和に配慮するなど、眺望景観への影響の緩和に努めるよう要請していく。以上より、変化は生じるもの、環境保全措置の実施により、計画建物は周囲の環境と調和が図られ、集落からの景観特性に大きな変化は生じないと予測される。

現況	
将来	

写真 10.11-1 造成地の存在及び施設の存在による眺望景観の変化の程度（地点 ）

現況	
将来	

写真 10.11-2 造成地の存在及び施設の存在による眺望景観の変化の程度（地点 ）

現況	
将来	

写真 10.11-3 造成地の存在及び施設の存在による眺望景観の変化の程度（地点 ）

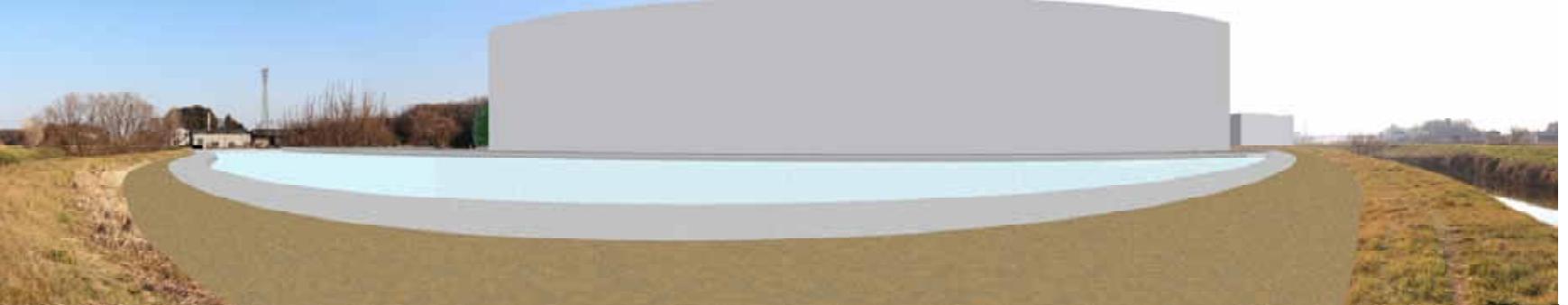
現況	
将来	

写真 10.11-4 造成地の存在及び施設の存在による眺望景観の変化の程度（地点 ）

現況	
将来	

写真 10.11-5 造成地の存在及び施設の存在による眺望景観の変化の程度（地点 ）

現況	
将来	

写真 10.11-6 造成地の存在及び施設の存在による眺望景観の変化の程度（地点 ）

現況	
将来	

写真 10.11-7 造成地の存在及び施設の存在による眺望景観の変化の程度（地点 ）

10.11.3 評価

(1) 造成地及び施設の存在に伴う景観資源への影響

1) 評価方法

影響の回避・低減の観点

景観への影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにした。

2) 評価結果

影響の回避・低減の観点

本事業による景観資源への影響はないことから、造成地及び施設の存在に伴う景観資源への影響は回避されているものと評価する。

(2) 造成地及び施設の存在に伴う眺望景観への影響

1) 評価方法

影響の回避・低減の観点

景観への影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにした。

基準、目標等との整合の観点

表 10.11-27 に示す景観の保全に係る方針や目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにした。

表 10.11-27 眺望景観への影響に関わる整合を図るべき基準

項目	整合を図るべき基準
「埼玉県景観計画」 (平成 28 年 4 月)	<p>①景観形成基準 ア 配慮事項</p> <p>(ア) 遠景～中景 (広域景観の中でのあり方)</p> <ul style="list-style-type: none">a 広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意すること。b 山の稜線や神社仏閣などの地域の優れた眺望を大切にし、道路その他の公共の場所における支店場からの眺望の保全に配慮すること。 <p>(イ) 中景～近景 (周辺景観の中でのあり方)</p> <ul style="list-style-type: none">a 建築物の外壁や物件の堆積の遮蔽物など、外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩とすること。また、外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した光色等とすること。b 建築物等の大きさは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにすること。c 建築物等の形態は、周辺のまち並みや建築物の形態と調和した形態とすること。外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえること。 <p>(ウ) 建築物等のデザイン</p> <ul style="list-style-type: none">a 外壁など外観を構成するものは、原色に近い色彩や点滅する照明はさること。多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。b 敷地内には、県産植木類等、地域の景観に調和した樹種を植栽すること。それらは道路等の公共空間に面する部分に植栽すること。
「蓮田市都市計画マ スター プラン」 (令和 3 年 7 月)	<p>第 5 章 第 7 節 2. 潤いのある都市づくりの方針</p> <p>(1) 自然を生かした景観の形成</p> <p>元荒川、綾瀬川、見沼代用水等の河川・用水や、黒浜沼、山ノ神沼等の池沼による水辺の景観、広がりのある農地に平地林や屋敷林を伴った集落からなる田園の景観は、蓮田市の郷土景観であり、多くの市民が愛着と誇りを持っています。これらを保全するとともに、交流を育む場として生かしていきます。</p> <p>(2) 住宅地における良好な景観の形成</p> <p>地区計画等の制度を活用し、住宅の色彩や形態等の調和を図るとともに、生垣等による緑の創出で潤いのある街並みを形成します。</p> <p>(3) 魅力ある都市景観の形成</p> <p>都市拠点における魅力ある商業地の景観やこれと調和した景観、幹線道路沿道における統一感のある街路樹の植栽や違反屋外広告物の除去、市役所等の公共施設におけるデザインの魅力化や地域性豊かなサインの設置等を検討・推進します。</p>

2) 評価結果

影響の回避・低減の観点

造成地及び施設の存在に伴う眺望景観への影響については、以下の措置を講じることで、周辺環境への影響の低減に努める。

- ・計画区域の敷地境界に緩衝緑地帯を設置し、新たな緑地景観の創造に努める。
- ・進出企業に対し、宅地内に緩衝緑地の設置等、景観への影響の緩和に努めるよう要請する。
- ・進出企業に対し、計画建物等のデザインについて、埼玉県景観計画における景観形成基準を遵守するよう要請する。
- ・進出企業に対し、計画建物の配置や大きさ、形状等は周囲の景観との調和に配慮するよう要請する。
- ・進出企業に対し、計画区域周辺に存在する住居の位置等を考慮の上、計画建物の搬入口などからの光の漏れや建物自体のライトアップ、街路灯の位置等は、周囲の景観との調和に配慮した位置や配置等とするよう要請する。

以上より、造成地及び施設の存在に伴う眺望景観への影響は、実行可能な範囲内できる限り低減されているものと評価する。

基準、目標との整合の観点

主要な眺望景観は計画建物等の出現により変化が生じると予測されるが、計画区域の敷地境界に緩衝緑地帯を設置し圧迫感の低減に努めるほか、各進出企業に対し、計画建物には周囲の環境と調和する色彩の採用を要請する等、環境保全措置を講じることで景観への影響の緩和に努める。

これにより、目標や方針を阻害することはないと考えられることから、整合を図るべき基準との整合は図られているものと評価する。